

ふじ自治会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会はふじ自治会と称し、事務所を大庭5074番地の8ふじ自治会集会所におく。

(組織)

第2条 この会は大庭5066～5082の区域内に居住するもので組織する。
但し近隣入会希望者も入会することができる。

(目的)

第3条 この会は民主主義の精神に基づき、共同生活を通じて地域住民の親睦並びに共同福祉の増進をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は前条の目的を達成するため、例えば次の部をおき各事業を行う。

- (1) 総務部 総会、役員会の開催、会員との連絡その他他の部に属さない事項に関する事。
- (2) 環境衛生部 環境衛生、公園愛護会の運営等に関する事。
- (3) 防犯防火部 防犯灯の維持、火災の防止、その他防犯防火に関する事。
- (4) 交通安全部 交通安全並びに、交通事故の防止に関する事。
- (5) 広報部 広報活動に関する事。
- (6) 体育部 社体協活動を含む体育、レクレーション等に関する事。
- (7) 社会福祉部 社会福祉に関する事。
- (8) 防災部 防災組織の立案、防災器具の拡充、防災知識の啓発、防災訓練、防災リーダーの育成、地区防災体制との連携協力などに関する事。

(役員構成及び選出)

第5条 この会は次の役員をおく。

会長1名 副会長1名 会計1～2名 総務1～2名 部長 各部より1名
体育副部長1～3名 班長 各班より1名 監事2名

- 2 会長、副会長、部長、監事、会計、副部長は会員の互選による。
- 3 班長は班構成員の互選による。
- 4 その他、役員免除等は、「ふじ自治会役員選出規約」の細則による。

(役員任期)

第6条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。但し再任の場合は連続2年を超えることはできない。

- 2 役員は任期終了後も後任者の決定までその職務を行う。(その年度の総会日を以って任期

終了とする。)

(役員職務)

第7条 会長は会を代表し会務を処理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代理する。
- 3 部長は役員会を構成し、各部の事業の企画、立案その他会の運営上必要な事項を審議処理する。
- 4 班長は班運営上の連絡、調整に当たる。
- 5 監事は、庶務、会計を監査する。
- 6 会計は、会計事務を担当する。

(下部組織)

第8条 会務の円滑な運営をはかるため、この会の区域内に班をおく。

- 2 各班の会員相互の親睦・共助を図る目的で、親睦会を開くことを奨励する。各年度の4月1日より翌年の2月10日までに開催した班には、参加者1世帯に1年につき500円の奨励金を支給する。
- 3 奨励金を申請する班は、親睦会開催後、親睦会奨励金申請書(第1号様式)に必要事項を記入の上、会長に提出する。

(入会)

第9条 本会に入会しようとする者は、入会届(第2号様式)を班長経由で会長に提出しなければならない。

- 2 入会時に提出した情報に変更が生じた場合は、変更届(第3号様式)を班長経由で会長に提出しなければならない。

(退会)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人から退会届(第4号様式)が班長経由で会長に提出された場合

(休会)

第11条 一時的な引っ越し、入院、家屋の建て替え等により家族全員が1年を超えて不在となる場合、休会届(第5号様式)を班長経由で会長に提出することで、一時的に会費納入を停止できる。この場合、会員資格は継続されるが、表決の数には入れない。

- 2 休会期間を終えて復会する際は、復会届(第6号様式)を班長経由で会長に提出しなければならない。

(総会)

第12条 総会は、定例総会と臨時総会とする。

- 2 定例総会は毎年1回とし、会長がこれを召集する。
- 3 臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の三分の一以上の要請があったとき開催する。
- 4 総会に付議する事項はおおむね次のとおりとする。
 - (1) 規約（会則）の制定改廃
 - (2) 予算、決算
 - (3) 事業計画、事業報告
 - (4) 役員の変更
 - (5) その他必要と認められる事項
- 5 総会は、会員過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数によって決定する。可否同数の時は議長の決定による。なお、出席できないときは他に委任することができる。

（その他の会議）

第13条 役員会並びに班長会は必要に応じて随時開催する。

（会計）

第14条 この会の運営費は、会費その他の収入を以ってあてる。

- 2 会費は月額350円として、入会金は徴収しない。会費、集会所建て替え積立金とも中途脱会者には返金しない。
- 3 集会所使用料は私的利用を除き徴収しない。集会所使用料及び資源ごみ回収金は一般会計に組み入れる。
- 4 会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。
- 5 子供会行事に係わる保険料は自治会が負うものとする。

（書類及び帳簿）

第15条 この会に次の書類および帳簿を備えるものとする。

- 2 会員名簿および役員名簿
- 3 金銭出納簿および証票書類
- 4 備品台帳
- 5 会議録および諸記録

（弔慰及び寄付）

第16条 会員の弔慰については、会員並びに配偶者及び同居家族の時は金5000円とする。

- 2 地域社会への寄付については、5000円を限度とする。これを越えるものについては、役員会に諮る。

（自主防災会）

第17条 ふじ自治会区域の防災活動を運営推進する自主防災会を設置する。

自主防災会は別途定める自主防災会規約により運営される。

(建築協定運営委員会)

第18条 ふじ会地区建築協定書に基づく大庭5066～5082の建築協定運営委員会を設置する。当委員会の細則は別途定めるものとする。

運営委員会は大庭5066～5082の建築協定者の互選により選出される。

また、運営費用は自治会費とは別に上記建築協定者より徴収する事とする。

(湘南ベルマーレ対応委員会)

第19条 ふじ自治会区域隣接の湘南ベルマーレアスレティックセンター運営への対応を専門的に推進する湘南ベルマーレ対応委員会を設置する。

対応委員会はふじ自治会員及び副会長、環境衛生部長で構成する。

(経費の執行)

第20条 自治会の経費の執行は次により行う

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 年間3万円まで | 会計の承認により執行とするが、ただし自治会活動の通常業務以外の支出は役員会の承認を必要とする。 |
| (2) 年間3万円超～30万円まで | ふじ自治会役員会の承認を必要とする。 |
| (3) 年間30万円超 | ふじ自治会総会の承認を必要とする。但し「緊急を要する場合の支出はその範疇ではない。」 |

(その他)

第21条 この会則にない事項に関しては役員会に諮る。

付則

(1) この会則は昭和57年10月31日から施行する。

(2) 一部改廃

(3) 一部改廃昭和60年3月31日

(4) 一部改廃昭和61年3月31日

(5) 一部改廃平成元年3月31日

(6) 一部改廃平成2年3月31日

(7) 一部改廃平成5年3月31日

(8) 一部改廃平成15年3月31日

第11条の2会費月額300円集会所建て替え資金300円を現行へ

(9) 一部追加平成15年3月31日

第11条に6を追加

(10) 一部改廃、追加平成16年3月31日

第5条の1体育副部長3名を1～3名の現行へ

策11条に7を追加

- (11) 一部改正第15条新規追加平成17年3月31日
- (12) 一部改正第4条新規追加平成18年3月31日
- (13) 一部改正第14条新規追加平成19年3月31日
第14条に自主防災会事項を追加、以下1条毎に繰り下がる
- (14) 一部改正 付則「ふじ自治会役員選出規約」を定める。平成22年4月1日
- (15) 一部改廃平成24年3月31日
第11条の2集会所建て替え資金月額200円を100円へ
- (16) 一部改廃 平成26年3月31日
第5条の1 会計1～2名、総務1～2名へ
第11条の2 会費は月額400円とし、入会金は徴収しない。
第11条の3 集会所使用料は私的利用を除き徴収しない。
集会所使用料及び資源ごみ回収金は一般会計に組み入れる。
第11条の7を削除（再入会時は入会金を免除する条項を削除）
第16条に湘南ベルマーレ対応委員会事項を追加、以下1条毎に繰り下がる
- (17) 一部改廃 平成27年3月29日
第11条の2 会費400円→300円
第15条の1 湘南ライフタウンC地区（旧）建築協定書→ふじ会地区建築協定書
- (18) 一部改廃 平成31年3月24日
第8条の2 班親睦会の奨励金を明記する2項を追加
第11条の2 300円→350円、集会所建て替え資金の積み立てを休止
- (19) 一部改廃 令和2年3月22日
第4条 役員会構成を一部見直し
第5条の4 役員免除等の参照先を追加
第8条の2 班親睦会の目的の表現を見直し
第8条の3 班親睦会の奨励金申請方法を追加し、様式を整備
第9条に入会規定、第10条に退会規定、第11条に休会規定し、各様式を整備。
以降、3条毎に繰り下がる
第11条の2 300円→350円、集会所建て替え資金の積み立てを休止
旧第11条の6を削除（第11条に新規制定した休会規定に含まれるため）